

【インフルエンザ出席停止期間早見表】

* 「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまでの出席停止となる。

それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。

(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

★発症日(当日0日目)は、病院受診した日ではなく、インフルエンザ症状(38度程度の発熱等)が始まった日である。

そのため病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要である。

		出席停止期間(最短)						解熱日による登校日の変動		
		発症日0日	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	発症後6日	発症後7日	発症後8日
例1	発症後1日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日			登校可	/	/
		出席停止								
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日		登校可	/	/
		出席停止								
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	/	/
		出席停止								
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	/
		出席停止								
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可
		出席停止								